

金融円滑化にかかる基本の方針、体制の概要および実施状況

令和元年 5 月 7 日

島根県農業協同組合

島根県農業協同組合(以下、「当組合」といいます。)は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域の組合員・ご利用の皆さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向けて取り組んでおります。

ここに、当組合の金融円滑化に関する基本の方針および体制の概要、ならびに貸付条件の変更等の実施状況を公表いたします。

1. 金融円滑化にかかる措置の実施に関する方針の概要

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本の方針」を以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本の方針(概要)

- 1 新規融資や貸付条件の変更等の申込みに対する柔軟な対応
- 2 経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規融資や貸付条件の変更等に関する相談および苦情への公正・迅速・誠実な対応
- 5 新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等と緊密な連携
- 6 当組合の金融円滑化管理に関する体制
- 7 当組合の金融円滑化管理態勢の検証および見直し

(注)方針の全文については、平成 27 年 5 月 15 日に公表(平成 27 年 3 月 1 日制定)しております。

2. 金融円滑化にかかる措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では、金融円滑化にかかる措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 組合長以下、関係役員・部長を構成員とする「リスク管理委員会」にて、当組合の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。
- (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」、金融部金融企画課を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化にかかる対

応状況を把握し、金融部金融企画課へ報告することとしております。

- (4) 各支店では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

3. 金融円滑化にかかる措置に関する苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) お客さまからの金融円滑化にかかるご相談の窓口を金融部金融企画課および各支店に設置しております。
- (2) お客さまからの当組合の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、金融部金融企画課で受け付けております。

4. 金融円滑化にかかる措置をとった後において、当該措置にかかる中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- (1) 金融円滑化管理責任部署を中心に、貸付条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。
- (2) また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

5. 貸付条件の変更等の実施状況

- (1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
〔お客さまが中小企業者である場合〕

(単位:件)

	平成30年 3月末	平成31年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	304	317
うち、実行に係る貸付債権の数	292	305
うち、謝絶に係る貸付債権の数	4	4
うち、審査中の貸付債権の数	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	8	8

- (2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
〔お客さまが住宅資金借入者である場合〕

(単位:件)

	平成30年 3月末	平成31年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	208	210
うち、実行に係る貸付債権の数	145	149
うち、謝絶に係る貸付債権の数	24	24
うち、審査中の貸付債権の数	2	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	37	37

(注) 当組合は平成27年3月1日に島根県内の11JAが統合し設立されましたが、数値には統合前の各JAで実施したものを含んでおります。

以上